

平成 19 年 3 月 14 日

「境界紛争解決支援センターにいがた」設立趣意書

新潟県土地家屋調査士会
会長 田代 健太郎

数ある民事紛争のなかでも、土地境界を巡る紛争は、狭い国土の国民性も手伝ってか土地への特別な思い、権利意識の高まりにより深刻な紛争へ発展する事案も多く見られ、ときには境界紛争自体を離れ、隣人相互の感情問題へと進み関係修復が困難な事態となることもあります。

ところで、境界紛争が生じた場合どのような解決方法があるだろう。ひとつには、裁判所による「境界確定訴訟」又は「所有権確認の調停申立」があり、法務局による「筆界特定制度」が用意されて、国民はその機関を利用しています。しかし、境界紛争には様々な事案があり、紛争当事者の価値観や紛争解決に求めるものが多様化している為、そのことに対応でき、当事者の実情に即した、当事者が合意できる、民間でできる解決制度を国も国民も望んでいました。民間による解決制度ができることにより、国民は紛争解決の選択枝が広がり、国民が最も適切と思われる紛争解決制度を選択することができます。

そこで、新潟県土地家屋調査士会は、司法制度の一端を担うものとして、ADR法(裁判外紛争解決手続)の施行に合わせて、境界(筆界)が明らかでないことを原因とする紛争について、当事者の自主性を活かした解決を図るべく「境界紛争解決支援センターにいがた」を設立するものであります。

このセンターは私たち新潟県土地家屋調査士会が新潟県弁護士会のご協力を得て運営する民間の機関であります。境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士がそれぞれの専門的知見を活かし、協働して、広く地域住民の相談を受け、傾聴して調停に臨み、公正に、真に紛争の解決のために支援するものであります。手続きは簡易、迅速にして気軽に相談ができ、可能な限り低廉で、短時日のうちに、当事者間にも信頼関係が崩壊しない、相隣関係を保ち、その結果を登記及び地図に反映することにより境界の権利関係の安定を図ることを目指すものです。

県民の皆様にはセンター設立の趣旨をご理解戴き、活用いただくことを心から願うものです。

